

# 第2 愛光園短期入所生活介護事業所

## 重要事項説明書

### <設置者>

法人の名称	社会福祉法人 愛光園
法人の所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 1401-2
代表者名	理事長 上田 英樹
電話番号	0736-22-6057

### <ご利用施設>

施設名称	第2 愛光園短期入所生活介護事業所
事業の種類	ユニット型指定短期入所生活介護事業所
設立年月日	平成 22 年 11 月 1 日
介護保険指定番号	3071300770
利用定員	10 名
ユニット数及び定員	1 ユニット (10 名)
施設の住所	和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 955-1
施設長名	杉本 好平
電話番号	0736-26-7366
FAX	0736-26-7367

### <事業の目的>

- ・社会福祉法人愛光園が開設するユニット型指定短期入所生活介護事業第2 愛光園短期入所生活介護事業所（以下「事業者」という。）は、自宅で生活の支援が必要なかたを受け入れて適正な指定短期入所生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とします。

### <運営方針>

- ・事業者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅における生活の継続を念頭に置いて、居宅生活と短期入所生活利用中の生活が連動したものとなるよう配慮しながら、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。
- ・事業者は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### <施設の詳細の概要>

- ・食堂 1 箇所  
利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者全員が利用できるテーブル・椅子・箸等や食器類などの備品類を備えます。
- ・浴室 1 箇所  
浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。
- ・洗面所及び便所  
各部屋に洗面所や便所を設けます。
- ・機能訓練室  
利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。
- ・その他の設備  
設備としてその他に、事務室・医務室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・面談室・スタッフ室等を設けます。

<主な職員の職種及び員数>

職 種	常 勤	非 常 勤	職務内容
施設長	1		施設経営全般
事務長	1		事務経理総括
生活相談員	2		相談・苦情の窓口
介護職員	34名以上	7	日常生活上の援助
看護職員	3,6名以上		健康管理
機能訓練指導員	1名以上		機能訓練
管理栄養士	1名以上		栄養管理
医師		1	健康管理
精神科医師		1	健康管理
介護支援専門員	1名以上		ケアプラン作成
事務員	1名以上		事務経理

<施設サービスの概要>

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

①入浴介護

- ・入居者が身体の清潔を維持し、快適な生活が営むことができるよう、適切な方法により入居者に入浴の機会を提供します。
- ・やむを得ない場合には、入浴の機会の提供に代えて、清拭を行うことで清潔の維持に努めます。
- ・寝たきりの方等で主治医からの指示がある際は、特殊浴槽等入居者様の身体状況に合わせた入浴をして頂けます。

②排せつ介護

- ・入居者様の心身の状況に応じて、適切な方法により、個人のプライバシーを尊重の上、排泄の自立について必要な介護を行います。
- ・おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えます。

③褥瘡予防

- ・褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うと共に、その発生を予防する為の体制を整備しています。

④食事

- ・管理栄養士の監修のもと、栄養や入居者様の嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入居者様の心身状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
- ・入居者様の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて出来る限り自立して食事を摂ることが出来るよう必要な時間を確保します。
- ・入居者様が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援します。
- ・食事時間
 

朝食	7:30～9:30
昼食	12:00～14:00
夕食	17:30～19:30

⑤機能訓練

- ・心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能訓練の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥口腔衛生の管理

- ・口腔の健康状態の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるように口腔衛生の管理体制を整備し、入居者様の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に実施します。

⑦その他の自立支援

- ・入居者様が相互に社会関係を築き自立した日常生活を営むことができるよ

う、適切な技術を持って支援を行います。

- ・寝たきり防止のための専門的な技術を持って支援を行います。
- ・生活リズムを考え、朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な日常生活を営むことができるように整容の支援を行います。

#### ⑧所持品の管理

- ・入居者様の趣味や嗜好に合う物品を持ち込んでいただくことができますが、以下の項目にご注意ください。
  - i, 居室の扉や居室内タンスに鍵がないので、原則貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
  - ii, 針やハサミ、包丁など介護職員等が危険と判断したものの持ち込みはご遠慮ください。
  - iii, 種類や大きさによる制限があり、持ち込みをお断りする場合がございます。
  - iv, 紛失や盗難、破損等について、当法人で責任を負いかねますのでご了承下さい。

#### ⑨洗濯

- ・日常着は当施設で洗濯させていただきます。
- ・高価な衣類やセーター、洗濯機に入らない毛布等をご家族様で対応をお願いいたします。
- ・厚生労働省より推奨されております『集団感染等の予防及び除菌方法』に従い、便汚染等の衣類に対しては次亜塩素酸ナトリウムを用いて洗濯を行います。色柄物につきましては色落ちや色あせが発生する場合がありますので予めご了承ください。

#### ⑩シーツ交換及び居室清掃

- ・シーツ交換は定期的に週1回実施します。また居室やシーツが汚れている際は随時対応いたします。

#### ⑪面会及び外出

- ・面会簿や外出簿等、所定の様式での届け出が必要となります。
- ・感染症まん延予防の観点より別紙1『面会及び外出時のお願い』をご確認ください。

#### <サービスの利用料金>

- ・料金表にてご説明させて頂き、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。
- ・サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。
- ・なお、別紙2『介護保険の給付とならないサービス』は入居者様のご負担となります。(定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。ご不明点については生活相談員までご相談ください。)

#### <利用料のお支払いについて(契約書第6条参照)>

- ・費用は1か月ごとに計算しご請求いたします。翌月27日に口座振替にてお支払いいただきます。
- ・原則、現金でのお支払いはお受けできません。

#### <協力医療機関>

- ・医療を必要とする場合、当園では下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療及び入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療及び入院治療を義務付けるものでもありません。)

##### ①和歌山県立医科大学附属病院紀北分院

所在地：和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺219

##### ②社会福祉法人博寿会山本病院

所在地：和歌山県橋本市東家6-7-26

### ③うちた歯科

所在地：和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東196-1

#### <医療機関への通院>

- ・医療機関への受診が必要になった場合の医療保険適用による自己負担については入居者様のご負担となります。
- ・医療機関受診時の送迎や付き添いについては、原則ご家族様でお願いしておりますが、ご事情等については生活相談員までご相談ください。

#### <緊急時の対応>

- ・体調等の変化における緊急時の連絡については、別途ご記入頂きます緊急連絡先に列挙して頂く方へ順に連絡させていただきます。
- ・日中、夜間共に緊急の際はご連絡いたしますのでお手持ちの電話機等へ当園の電話番号をご登録頂きますようお願いいたします。
- ・緊急連絡先へご記入頂きましたご親族の方へも必ず当園の電話番号を電話機等へ登録して頂けますようご報告お願いいたします。

#### <契約の終了について（契約書第7条）>

- ・契約期間の定めはありませんので継続してサービスを受けることができます。
- ・但し、別紙3『契約の終了について』に該当するに至った場合、契約は終了となります。

#### <記録の整備>

- ・事業所はサービス提供の記録、及び各種計画書作成に必要な記録をつけるとともに契約終了後5年間はこの記録を保管します。
- ・入居者様及びご家族様は事業所の営業時間内にその事業所にて、入居者様の記録について、閲覧もしくは交付を受けることができます。（ただし写しの作成及び送付等に係る料金の実費は利用者の負担とさせていただきます。）
- ・入居者様または事業者が契約を解約し、かつ、入居者様が希望した場合には事業者は直近の支援計画及びその実施状況に関する記録を作成し利用者に交付します。
- ・記録の保管について、下記に掲げる電磁的記録により行うことができることとします。
  - ①施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または電磁ディスク等を持って調整する方法。
  - ②書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルまたは電磁ディスク等を持って調整する方法。

#### <事故発生>

- ・安全に配慮したサービスを提供するように努めておりますが、予期せぬ転倒や疾病による状態の急変等による事故が発生する場合があります。その為、当園では下記内容の体制を整備し、事故防止の対策を行っております。
  - ①事故発生の防止のための指針を整備しています。
  - ②事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しています。
  - ③事故防止委員会を月に1回開催し、支援等の対応方法を検討しています。
  - ④事故発生防止のための研修を定期的に行っています。
  - ⑤サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行います。
  - ⑥サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やか

に行います。

#### <身体拘束の禁止>

- ・入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
- ・ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者様及びその家族様へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、入所者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

#### <虐待の防止>

- ・虐待防止の観点より、当園では下記内容の体制を整備し、虐待防止の対策を行っております。
  - ①虐待防止のための指針を整備しています。
  - ②虐待防止委員会を3か月に1回以上開催し、支援等の対応方法を検討しています。
  - ③虐待防止のための研修を6か月に1回以上行っています。
  - ④万が一虐待が発生した場合又はそれに至る事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員等及び市町村に周知徹底する体制を整備しています。

#### <感染症対策>

- ・感染症を『持ち込まない／持ち出さない／拡げない』の理念のもと、当園では感染症の予防及びまん延防止のための対策を行っております。
  - ①感染症の予防及びまん延のための指針を整備しています。
  - ②感染症が発生しまん延した場合、その感染ルート等の分析を通じた感染拡大防止策を従業者に周知徹底する体制を整備しています。
  - ③感染症対策委員会を3か月に1回以上開催し、予防及びまん延防止のための対応方法を検討しています。
  - ④感染症発生防止のため、協力医療機関の研修及び当園での感染症対策の指導及び訓練を年に1回以上受講しております。
  - ⑤感染症が発生しまん延した場合は、速やかに市町村、入所者様の家族等に連絡を行います。

#### <非常災害対策>

- ・防災時の対応…第2愛光園消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。
- ・防災設備…耐火構造
- ・防災訓練…年2回実施
- ・防火管理者…岡 克昭

#### <看取り介護の実施>

- ・当施設は終末期の看取り介護を実施するための指針を整備しています。
- ・本重要事項説明書に同意いただけることは、当施設の看取り介護支援について説明を受け同意して頂けたものとします。
- ・当該指針は何度でも閲覧可能であり、変更の際は随時懇切丁寧に説明を致します。

#### <相談、要望、苦情等の窓口>

- ・当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。(お電話等での申し出以外でも、苦情受付箱を1階ロビーに設置しておりますのでご利用ください。)

##### ①苦情受付窓口(担当者)

苦情受付担当者：岡 克昭(第2愛光園生活相談員係長)

苦情解決責任者：杉本 好平(第2愛光園施設長)

②受付

毎週 月曜日～金曜日（祝日は除く） 8：30～17：30  
 TEL：0736-26-7366 FAX：0736-26-7367

・行政機関その他の苦情受け付け機関

かつらぎ町やすらぎ対策課	所在地 伊都郡かつらぎ町丁の町2160 電話番号 0736-22-0300 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日は除く）9:00～17:00
和歌山県国保連合会	所在地 和歌山市吹上二丁目1番-22-501号 電話番号 073-427-4665 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日は除く）9:00～17:00

＜ハラスメント等の禁止行為＞

・入居者様及びご家族様、又はその関係者様は以下について遵守してください。

設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来のご利用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
ハラスメント行為	職員へ対する下記内容の禁止 長時間にわたるクレーム、大声での過度な叱責、暴言暴力、連絡先等個人情報開示の要求、その他顧客を主張しての過度な要求等の迷惑行為 （詳細は施設内掲示しております。）
火器の使用（禁煙）	火器を使用しないでください。館内禁煙です。
飲酒	酩酊状態であると施設が判断した場合、サービスのご利用及び面会等はお断りいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	入居者様やご家族様の思想、信仰は自由ですが、他の入居者様や職員に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はお断りいたします。
施設利用について	<b>施設をご利用されているすべての入居者様に安全なサービスを提供するため、契約者ならびに身元引受人、その他のご関係者様は施設のルールに遵守して頂きますようお願い申し上げます。</b>

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

第2 愛光園短期入所生活介護事業所

説明者職名 生活相談員 氏名 岡 克昭 ㊞

本書面に基づいて事業者から重要事項の交付、説明、及び施設利用料金表の交付、説明を受け指定短期入所生活介護事業サービスの提供開始に同意しました。

契約者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

代理人氏名 \_\_\_\_\_ ㊞ 〈続柄 \_\_\_\_\_〉

## 『面会及び外出時のお願い』

### <面会について>

- ・第2愛光園多目的ホールでの面会をお願いいたします。
- ・面会中の飲食はご遠慮ください。
- ・予約制の為、ご希望日の前日までにお電話にてご予約をお願いいたします。
- ・面会前に検温と手指消毒のご協力をお願いいたします。
- ・マスクを着用してください。
- ・風邪症状や体調不良が認められる場合、面会はお断りいたします。
- ・知人、ご友人の方の面会はお断りいたします。
- ・お土産や差し入れ等は職員へ渡してください。
- ・面会については4名様までとします。
- ・面会時間は15分程度でお願いいたします。

### <外出について>

- ・外出時間：8時から19時まで（12/30～1/3は、9時から17時まで）
- ・外出をご希望される場合は、ご希望の日の前日までにご連絡ください。
- ・人の多いところへ出かけるなど、感染リスクの高い行為はお控えください。

※) 面会・外出後に感染症が確認された場合は、必ず施設にご連絡ください。

※) ルールを守っていただき安心安全な環境でお会いしたいと考えております。

ご協力をよろしくお願いいたします。

第2愛光園スタッフ一同

## 『介護保険の給付とならないサービス』

	サービスの内容	金額
利用料	室料(個室)	2,560 円/日
食材料費	朝食：405 円 昼食：655 円(おやつ代含む) 夕食：540 円	1,600 円/日
特別な食事	療養に伴う食事箋に基づき特別な食事を提供します。	要した費用の額
レクリエーション	ユニットごとや施設全体で催すイベント等に参加して頂けます。	要した費用の額
理美容サービス	月に 1 回 訪問散髪業者による理髪サービスをご利用いただけます。	1,000 円/カット 2,000 円/カラー
エンゼルケア	施設内で看取られた入居者様の清拭等お体を綺麗にさせていただきます。	10,000 円
(嗜好品購入)	(原則、身元引受人ならびにご家族様で購入して頂きます。)	要した費用全額
(行政手続き代行)	(原則、身元引受人ならびにご家族様で実施していただきます。)	要した費用全額
キャンセル料	サービスのキャンセル料は発生しません	なし



## 『契約の終了について』

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合
- ②事業者が破産等により解散した等、やむを得ない事情によりホームが閉鎖した場合
- ③施設の滅失や毀損等によりサービスの提供が不可能である場合
- ④当該事業所が介護保険の指定取り消しや指定の辞退を行った場合
- ⑤入居者様から退所の申し出があった場合
  1. サービス利用料金変更不同意
  2. 事業者及び従業員が正当な理由なくサービスを提供しない
  3. 事業者及び従業員が故意または過失により、入居者様の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、または本事業者のサービスを継続し難い重大な事情が認められる
  4. 他のご入居者様が入居者様の身体、財産、信用等を傷つけた際に、事業者及び従業員が適切な対応を行わない
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合
  1. 当園契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果サービス利用継続が困難な事情を生じさせた
  2. サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、勧告を実施したにも関わらず勧告後30日以内に利用料金を支払わない
  3. 入居者様が故意または過失により、従業員または他の入居者様の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、または本事業のサービスを継続し難い重大な事情が認められる
  4. 他の介護老人福祉施設等へ入所
  5. ご入居者様が死亡された

